

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：西尾市立離島保育園	種別：保育所	
代表者氏名：黒柳ひとみ	定員（利用人数）：100名（70名）	
所在地：愛知県西尾市吉良町吉田忠四郎前38		
TEL：0563-32-0308		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 昭和30年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：西尾市		
職員数	常勤職員：8名	
専門職員	(園長) 1名	(調理員) 1名
	(保育士) 10名	
施設・設備の概要	(居室数) 4室	(設備等) 保育室、遊戯室、
		事務室、調理室、プール、
		屋外遊技場

③理念・基本方針

★理念

一人一人の子どもを尊重し愛情豊かに育み、心身ともに健全に育つための基礎づくりをする。

★基本方針

- ・健康で安全な保育を基本とし、一人一人の個性を大切に愛情豊かな保育をする。
- ・異年齢児と関わりを持つ中で、それぞれが成長する機会を作る。
- ・津波対策を意識した体力づくりと防災意識の啓発に努める。
- ・地域の実態を把握し、保護者との信頼関係を築き、保護者支援に努める。
- ・吉田小学校との連携・交流を深め、滑らかな小学校への意向を図る。

④施設・事業所の特徴的な取組

保育園の園庭にはたくさんの樹木があり、春には桜の花が咲き乱れ、夏にはせみ捕り、秋には落ち葉拾いと四季折々の自然に触れることができる。

家庭的な雰囲気の中で、年齢やクラスの枠を超え、子どもと子ども、職員と子どもが触れ合うことを大切にし、人と繋がる楽しさを感じながら、一人ひとりの成長をみんなで喜び合う保育園である。

<特に力を入れていること>

○異年齢で一緒に遊ぶ場を持ち、いろいろな機会交流している。

・月に1回“は・な・ほ広場”と称し、異年齢児と一緒に触れ合って遊べる場を意図的に設けています。

・戸外遊びをする中で、年齢に関係なく一緒に遊びを楽しんだり、あこがれや思いやりの気持ちが育つようにしている。

○遊び出したくなる戸外での環境を整えたり、十分な時間を確保したりして、一人ひとりの体力の増進を図っている。

・登園後、すぐに外遊びが楽しめるように、早番の職員が環境を整えるようにしている。

・子どもたちがじっくりと遊びを楽しめるように、十分な時間を確保している。

○保護者や地域の方にも保育に参加していただき、保育園理解や子ども理解の機会を設けている。

・保育参加や保育参観を行っている。

・野菜の苗植えやもちつき会など、地域の方と一緒にしている。

○地域の方と活動する中で、地域の方への親しみや感謝の気持ちを感じられるようにしている。

・近くにあるせんねん村グループホームへの慰問をしたり、お招き会をしたりして交流をしている。

・吉田小学校区の市民運動会に参加している(4・5歳児)

○地震や津波の話の聞いたり訓練をする中で、防災に対する意識を持てるようしている。

・年3回、地震と津波の避難訓練をしている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成30年 7月 3日(契約日) ~ 令和 元年 6月 19日(評価結果確定日) 【平成31年 2月27日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	1 回 (平成24年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆業務改善から職員の意識改革へ

園長の改善意識は高く、業務の効率化を狙って、様々な取り組みを実施している。遊戯室で使う機材の収納場所を変更し、1階と2階の収納場所の棲み分けを行った。あちこちに分散していた教材を1箇所に集め、一元管理が可能となった。書棚の中のファイルや資料を整理整頓し、必要な書類が容易に取り出せる(見つけられる)ように改善を図った。これらの取り組みを通して、園長は職員の意識改革にもつなげようとしている。

◆保護者の協力体制

市の特産品に“抹茶”がある。5歳児クラスは、お茶会の作法を学び、調査日当日は保護者への呈茶の行事が行われた。子ども全員が自身の家族に“お運び”をしたが、母親に交じて父親や祖母の姿もあった。子どもを愛する家族全員参加を見るにつけ、保護者の園運営に対する協力的な姿勢を見ることができた。

◆安全な保育の提供

事故発生時のマニュアルが整備されている。ヒヤリハット、事故、ケガの対応は、園長と主査への報告とともに記録に残し、職員全体へのフィードバックがされている。毎日の安全点検や遊具点検の報告を園内で共有し、安全保育への意識を高める取り組みを行っている。事故防止セミナーへの参加報告等、職員の意識を高める研修にも取り組みたいとの意欲を持っている。

◇改善を求められる点

◆研修効果の検証

「平成30年度保育者研修参加者名簿」により、偏りなく全ての職員が適切に研修に参加していることが理解できる。研修履修後には、研修報告を兼ねて「出張復命書」の提出を求めているが、研修がこの「出張復命書」で完結している。「出張復命書」の中に「所感」として記載された職員の思いや改善思考が、実際の保育の場に反映されたか否かを評価し、研修効果を検証することを望みたい。常に、PDCAサイクルの“C”(チェック)に意識されたい。

◆保育実践の記録のライン決め

園児数が多くはないため、保護者への声かけがしやすい環境ではあるが、長時間保育利用者や祖父母の送迎については十分とは言えない。保護者からの相談は担任が対応し、主査・園長に報告し、必要であれば園長が対応している。相談内容については、「育児相談月報」や「児童の記録」、「保育の記録」に記入している。どこまで記録に残すのかのライン決めの必要性を感じており、ルール作りを検討している。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受審することで、全職員が園運営や自分の保育について丁寧に振り返り、繰り返し話し合う中で、不十分だった箇所まで共通理解することができた。また自分達の足りないことや強みにも気づくことができ、園に関わる全ての子どもや保護者により良い保育を提供できるよう考え、取り組もうとする職員一人ひとりの意識改革にも繋げることができた。これで完結にするのではなく、より地域に開かれた保育園を目指し、保育の質や保育士の資質が向上するよう努力していきたい。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別添)

評価項目(細目)の評価結果(保育福祉施設)

※すべての評価細目(65項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保 1	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
理念や基本方針は、園のリーフレットや「保育園運営案」の中の「全体的な計画」等に記載しており、職員は常に目を通して見ている。保護者に対しては、園長が入園式や進級説明会の機会に資料(リーフレット等)を配布して説明している。園から理念や基本方針についての説明があったと認識している保護者は、実に90%の高率に達している。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保 2	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
市の園長会が毎月開かれており、園運営に関する必要な情報が市・子ども課から提供されている。園長会での情報交換や情報の共有もさることながら、園長会の終了後に同じ地域の園長同士が集まり、各園に共通する課題や具体的な改善策等を話し合っている。運動会の開催日を火曜日とすることなどは、ここで決められた。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保 3	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
現状の課題を、「津波災害時の対応」と「職員の資質の向上」とし、具体的な取り組みにつなげている。「津波災害時の対応」としては、一時待避所となっている保健センターまで、子どもの足で走って20分程度かかる。そのため、20分間走り続けるだけの体力をつけることを目的に、日頃からトレーニングしている。「職員の資質の向上」に関しては、綿密な研修計画の作成や、職員が話し合いの時間を作ることを挙げている。ただ、計画性は薄い。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保 4	a ・ ① ・ c
評価機関のコメント			
園の中・長期計画として、「平成30年度～32年度事業計画」が策定されている。「人材育成」、「研修計画」、「子育て支援」、「地域とのかかわり」、「施設管理」、「防災対策」の6項目について、具体的な取り組みを示している。しかし、示されたほとんどの取り組みについて、具体的な目標値や到達点の明示がなかった。			

I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保 5	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
「平成30年度事業計画」が策定されているが、内容は中・長期計画で示されたものと同等であり、具体的な目標値や到達点の明示がない。期中での見直しや、進捗の把握をするために、また期末に達成の可否を判断したり、取り組みの度合いを評価するためにも、可能な限り具体的な目標数値を設定して取り組むことを望みたい。			
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保 6	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
年度終了時に事業計画を評価して事業報告書にまとめ、次年度の事業計画策定に反映させる仕組みがある。しかし、事業計画に具体的な数値目標が設定されていないことから、事業報告書での評価が曖昧なものになっている。また、事業計画の策定や評価には、一部の幹部職員のみが関わるとはならず、より多くの職員の意見が反映されることが望ましい。			
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保 7	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
園の事業計画の全貌が保護者に説明されるのではなく、関心度の高い「行事計画」を中心に知らせている。理念や基本方針の周知と比較しても、事業計画の周知状況は低い数値を示した。「行事計画」だけでなく、園の事業全般を分かりやすい資料等に作り直して説明することを望みたい。			

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保 8	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
保育参観や発表会、運動会等の大きな園行事の後で保護者アンケートを実施し、保護者の満足度を測っている。また、保育の質の向上を目的として定期的に第三者評価を受審しており、今回が2回目である。前回(平成24年度)の第三者評価受審で様々な改善の気づきがあったが、まだ改善の取り組みに手が付いていないものもある。			
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保 9	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
保護者から要望の強い「駐車場の立ち当番の回数低減」については、回数を減らし、次年度より「年間1回」の方針を固めている。改善が必要な部分についてはすぐに実施する方針であり、職員の自主性が芽生え、“指示待ち”の職員が減少するという効果が上がった。改善活動は、計画性を持って取り組まれた。計画とは、「責任者(誰が?)」、「期限(いつまでに?)」、「実施方法(何を?)」を明確にして取り組むことと理解されたい。			

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保 10 ㉠ ・ b ・ c
評価機関のコメント		
「平成30年度保育園運営案」の中に「園の組織・運営機構」があり、園長の職務が示されている。また、「保育園職員としてのあり方」に、園長の役割や責任の所在が明示されている。職員会議でも、「保育園職員としてのあり方」を読み合わせており、職員への周知も図られている。		
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11 a ・ ㉠ ・ c
評価機関のコメント		
園長自らが関係法規の研修に参加し、そこで得た知識を如何にして職員に伝えるか、園長の悩みの部分である。職員会議を利用した勉強会や研修等によって、職員のコンプライアンス意識を高めることは当然のことであるが、児童虐待や個人情報保護等の保護等、子どもの権利侵害の防止に関する法令には、特に念入りな研修の実施を期待したい。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	保 12 a ・ ㉠ ・ c
評価機関のコメント		
行事後の保護者アンケートを集計・分析し、保護者の満足度が高まっていることを確認している。しかし、保育参観の給食試食会では、保護者から「食事の量が少ない」との批判的な意見を得た。原因は、子どもと同量の食事を提供したことによるものであったが、「子どもが日常的に食べている食事を体験して欲しい」と、敢えて同じ食事を提供した園の意図が通じていなかった。一言の足りなさや、保育の質の向上を阻害することもある。		
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保 13 ㉠ ・ b ・ c
評価機関のコメント		
業務の効率化を狙って、様々な取り組みを実施している。遊戯室で使う機材の収納場所を変更し、1階と2階の収納場所の棲み分けを行った。あちこちに分散していた教材を1箇所を集め、一元管理が可能となった。書棚の中のファイルや資料を整理整頓し、必要な書類が容易に取り出せる(見つけられる)ように改善を図った。これらの取り組みを通して、園長は職員の意識改革にもつなげようとしている。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保 14 ㉠ ・ b ・ c
評価機関のコメント		
「平成30年度～32年度事業計画」の重点項目として、「人材育成」を取り上げ、その方向性を示している。正規職員の採用・確保は市・子ども課の責任の下に行われており、階層別研修等の研修体系も市が基本部分を構築している。園では、職員の定着、安定雇用に力を注いでいる。特に、人事異動で着任した職員については、少しでも早く園に馴染めるように思いやりを持って接している。年に2回の個別面談も、職員の定着に寄与している。		
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	保 15 a ・ ㉠ ・ c
評価機関のコメント		
「保育園職員としてのあり方」に沿った人材育成を目指し、人事評価制度が市の主導で運用されており、「成果評価シート」、「能力取組姿勢評価シート」が使用されている。この制度が、人事管理上で一定の成果を挙げているが、対象となっているのは正規職員であり、非常勤職員には適用されていない。非常勤職員を市の制度に組み込むことが難しいのであれば、園独自の非公式な制度としての運用を工夫されたい。		

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保 16	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
“働きやすい職場づくり”に取り組んでおり、職員の定着は良い。毎週水曜日を「ノー残業デー」と決め、常に定時で帰る意識づけをしている。園長、主査等、職位や職種によって有給休暇の取りづらさはなく、土曜日勤務の振り替え休暇も適切に取られている。子育て中の職員には、ワーク・ライフ・バランスに配慮した勤務体制を取っている。			
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保 17	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
職員は4月に個人目標を起案し、主査、園長を通して完成させ、「成果評価シート」を主査が保管している。個人目標は、10月に育成面談を実施して進捗の評価が行われている。しかし、この進捗評価が甘く、適切な見直しとは言い難い。また、非常勤職員については、この制度の適用から外れており、改善を要す。			
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保 18	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
事業計画の中に、教育・研修に関する基本姿勢が示され、「平成30年度保育者研修参加者名簿」によって、職員個々の研修計画が明確になっている。研修後には、「研修実施簿」を作成して市に提出している。また、正規職員と非常勤職員それぞれに「研修受講記録等一覧」があり、職員一人ひとりの研修履歴を管理している。			
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保 19	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
「平成30年度保育者研修参加者名簿」により、偏りなく全ての職員が適切に研修に参加していることが理解できる。研修履修後には、研修報告を兼ねて「出張復命書」の提出を求めているが、研修がこの「出張復命書」で完結している。「出張復命書」の中に「所感」として記載された職員の思いや改善思考が、実際の保育の場に反映されたか否かを評価し、研修効果を検証することを望みたい。			
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保 20	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
実習生の受け入れに際し、「実習生受け入れマニュアル」や「保育実習要領」、「実習生受け入れについて」に沿った受け入れを行っている。今年度は、市を通して保育実習生を2名受け入れた。実習の最後には、実習生と指導を担当した職員によって反省会を開き、意見や課題を「実習生反省会記録」に記載して、次回の受け入れに活かしている。			

II-3 運営の透明性の確保

			第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保 21	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
公立園であるため、園独自のホームページの開設は難しいが、市のホームページの中で園の基本的な情報を公開している。事業運営の透明性を示すために、苦情に関する情報を公表することを望みたい。今年度は苦情としての受け付けはないが、その場合でも、「苦情なし」であることを公表されたい。			

II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保 22	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
市の定めによって、事務、経理、取引等の責任や権限は明確になっている。主に園長や主査の業務に関して市の定期監査が実施されているが、大きな指摘を受けるようなことはない。			

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保 23	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「平成30年度事業計画」の中に、「地域とのかかわり」との重点項目を取り上げ、実施する取り組みを羅列している。その内容は、野菜作りの指導者としての地域ボランティア、高齢者施設との交流、小学校との各種行事を通しての交流、中学生の職場体験学習、高校生のインターンシップ等々、幅広い年齢層とのかかわりを持っている。			
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保 24	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「ボランティア受け入れマニュアル」があり、受け入れの意義・目的が記され、保護者ボランティア、地域ボランティアそれぞれの受け入れ手順を分けて記載している。小学校との行事交流や中学生の職場体験学習、高校生のインターンシップ等は恒例となっている。			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保 25	a ・ ① ・ c
評価機関のコメント			
「マニュアル集」の中に、「関係機関との連携」との項目を掲げ、園と関係する行政機関、医療機関、教育機関、ライフライン等をリストアップしている。市・子ども課を経由して、「要保護児童対策地域協議会」とも連携を図っている。これらの情報や対応方法が一部の職員だけのものとならないよう、勉強会等によって職員周知を図られたい。また、「関係機関との連携」でリストアップした機関や施設に、電話番号が記されていない。また、「関係機関との連携」でリストアップした機関や施設に、電話番号が記されていない。			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-①	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 26	a ・ ① ・ c
評価機関のコメント			
毎月2回の園庭開放や、年間4回の地域活動事業を行っており、地域への貢献に取り組んでいるが、周知活動が少なく利用者は極めて少ない。大規模災害が起きた後の地域復興を促進するためには、保育所の早期再開が必須となる。BCP(事業継続計画)の作成を望みたい。			
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保 27	a ・ ① ・ c
評価機関のコメント			
療育センターで開催される「母親教室」に出向き、保育園の機能について説明している。その会場で、参加した母親の育児相談にも乗っている。毎月2回の園庭開放や、年間4回の地域活動事業は、PR不足もあって盛況とは言い難い。様々なチャンネルを使い、地域の福祉ニーズを把握されたい。			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重し保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 28	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
子どもを尊重した保育の理念や基本方針は「重要事項説明書」や「保育園運営案」に記載されている。保護者へは入園説明会において園長が説明し、周知を図っている。職員にも冊子を配布し、職員会議等で話し合い、指導計画の立案時に意識がもてるようにしている。			
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保 29	a ・ ㉒ ・ c
評価機関のコメント			
子どものプライバシー保護や虐待防止等、子どもの権利擁護に関するマニュアルが整備され、全職員に配布されている。保護者には入園説明会で園長が説明し、理解を図っている。日々の保育の中でも、身体測定やプール等での着替え場面ではカーテンを引いて配慮したり、3歳未満児のトイレにすりガラス風のシールを張るなどの対応を行っている。職員会議で取り上げてはいるものの、全職員が参加できないこともあり、職員周知が十分とは言えない。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	保 30	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
保育所選択に必要な情報は、園独自のリーフレットを市役所に設置し、市の広報やホームページで入園に関する手続きや入園説明会日程等も公開している。園庭開放の利用者に保育園の説明を行ったり、その他の保育園利用希望者には、園長が個別に園の見学を含め説明している。			
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保 31	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
入園・進級時に「重要事項説明書」を使って説明し、入園説明会ではパワーポイントや写真等を使って園長が説明をし、保護者の同意を得ている。勤務時間の関係で説明会に参加できない保護者へは、個別に時間を設けて対応している。			
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保 32	a ・ ㉒ ・ c
評価機関のコメント			
保育の継続性に配慮した手順と引き継ぎ文書が定められ、市内転園先に資料等を送付している。市外転園児については、転園先から依頼があれば口頭や市役所で確認の上、情報提供している。卒園後や退園後の相談を受ける体制があり、口頭で知らせているが、文書も併用して伝えることが望ましい。第三者評価受審に向けた取り組みとして、卒園対象児には3月の園だよりに記載した。			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保 33	a ・ ㉒ ・ c
評価機関のコメント			
保護者満足度の把握は、送迎時の会話や懇談会、保護者参加の行事後のアンケートや座談会等で行っている。子どもが楽しんで保育園に通っているかを問う項目はあるが、保護者の意見を把握できる項目はなかったため、保護者の意見を聞けるような欄を設けて試行中である。今後の取り組みに期待したい。			

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保 34	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
苦情解決の体制が整備され、玄関への掲示や「リーフレット」、「重要事項説明書」に記載されている。「リーフレット」や「重要事項説明書」にも第三者委員の氏名を明記すると保護者がより分かりやすい。今年度は苦情としてあがる事案はなかったが、苦情内容及び解決結果への公表についてもルール化をしておく必要がある。			
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保 35	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
相談は保育園に限らず、子ども課や行政評価委員(双方ともに市役所職員)でも受け付けていることが、「重要事項説明書」に記載されている。意見箱の設置場所も試行錯誤を重ねて、職員や他の保護者の目に触れない場所に設置した。遊戯室をパーテーションで隔離し、常設の相談場所の確保もしている。			
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保 36	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
相談や意見を受けた際の記録や報告の手順等はマニュアルがあり、相談内容は「育児相談月報」や保育の記録に残している。「育児相談月報」を職員回覧で周知したり、相談内容を職員会議で話し合い、書面に残して周知しているが、早朝・延長担当等の非常勤職員への周知は十分とは言えない。			
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保 37	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
事故発生時のマニュアルが整備されている。ヒヤリハット、事故、ケガの対応は、園長と主査への報告とともに記録に残し、職員全体へのフィードバックがされている。毎日の安全点検や遊具点検の報告を園内で共有し、安全保育への意識を高める取り組みを行っている。事故防止セミナーへの参加報告等、職員の意識を高める研修にも取り組みたいとの意欲を持っている。			
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保 38	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
感染症予防と発生時等の対応マニュアルが整備され、掲示板や「保健安全だより」で保護者への情報提供がされている。保育室の衛生管理については職員の意識の違いで十分とは言えない部分がある。マニュアルを確認する機会を持つ等、職員の意識を高める取り組みも計画されているので、今後に期待したい。			
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保 39	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
海が近い立地のため、地震津波避難訓練も行っており、避難方法や職員の体制等をその都度確認している。消防署への火災通報訓練や小学校への避難訓練等、地域と連携した訓練を行っている。隣接する他法人の事業所へも実際の避難時への協力依頼をしている。「災害時対応マニュアル」や「初動時マニュアル」は全職員に配布されているが、確認や周知の取り組みが十分とは言えない。			

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

			第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保 40	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
標準的な実施方法は「マニュアル集」や保育の方法の手引きに記載され、全職員に配布されている。職員会議等で園長が話をしているが、マニュアルや保育の方法についての理解が十分ではない。配布した資料を用いた研修や話し合いの場を持ちたいとのことなので、今後に期待したい。			

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 41	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント		
マニュアルや保育の方法の見直しについては、年に1回各園で行ったうえ、意見を持ち寄って園長会で検討している。園内での見直しについては職員の意見をまとめているが、記録として残し、職員間で共有されたい。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	保 42	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント		
市内統一の様式に基づいて、入園前に園長・主査がアセスメントを行い、入園後に保護者が記入した書類を担任が確認している。アセスメントの手順や記載内容、保護者が記入した書類の確認等の明文化はされていない。保育の「全体的な計画」に基づき、年次別に年間計画や月指導計画が作成されている。未満児については、日々の会話や連絡帳でのやりとりから得た保護者のニーズを、個別の指導計画に反映させるようにしている。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 43	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント		
指導計画の見直しについては、月1回の指導計画話し合いや週1回の職員会議等で行っている。変更については口頭で周知しているが十分とは言えず、書面に赤字で追記したり、口頭伝達を確実にする方法を検討していきたいとのことである。課題の捉え方については、職員によって差異があるため、主査の個別対応を継続する方針である。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保 44	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント		
各指導計画の様式の記入方法は、各々の指導計画の表紙に綴られていて、記録する職員による書き方や内容に差異が生じないような工夫がされている。指導計画の記入方法に留まらず、実施までの手順・評価・見直しに至るまでのプロセスも追記されたい。情報共有は主に口頭で行われているが、書面で残すことを含め情報共有の流れや仕組みについても明文化されることが望まれる。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保 45	㉒ ・ b ・ c
評価機関のコメント		
文書の取り扱いについては「マニュアル集」に記載され、職員周知も図られている。個人情報の取り扱いについては入園説明会等で園長が説明をし、保護者の同意を得ている。研修を受けた職員による伝達研修や園長からの話を聞き、徹底管理されている。		

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
A① A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	保 46 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
「全体的な計画」は園長会で市内統一で作成されたものを、地域の実態や保護者ニーズ、子どもの発達状況を考慮し、園の独自性を加えて作成し直している。今年度は、評価・反省を踏まえた職員の意見を取り入れ、見直しをし、次年度の計画に繋げた取り組みをしている。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開 養護と教育		
A② A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 47 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
予算の都合上、園舎の改修・改善がすべて行える訳ではないので、子どもが安心してくつろぎ、心地よさが感じられるような人的環境を作る取り組みをしている。衛生面、季節や子どもの発達や興味を取り入れた環境整備について、意識をして工夫している。		
A③ A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保 48 a ・ (b) ・ c
評価機関のコメント		
子どもの気持ちに寄り添った保育を意識してはいるが、集団で保育を行う場面等で子どもを制したり、急かしたりする言葉掛けをしていることがある。第三者評価受審での話し合いの中で、共通理解できていないことが多いと気づくことができ、どんなことも声として出し、話題として投げかけて解決していく姿勢がある。		
A④ A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保 49 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
基本的な生活習慣については、一人ひとりの子どもの家庭環境等を踏まえて、自分から取り組めるような言葉掛けや掲示等がされている。2歳児のトイレトレーニングや3歳児の昼寝なしでの生活への移行等、個別に対応することも多いが、保護者と連携しながら取り組んでいる。基本的な生活習慣について、個別に対応することが多いが、全体への啓蒙も必要だと感じており、可能なものから実施に移されている。		
A⑤ A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保 50 a ・ (b) ・ c
評価機関のコメント		
指導計画で立案された生活や遊び、友達との関わりについて、子ども自らが取り組めたかどうかを主査が担任に質問して確認することを繰り返し、担任が常に意識できるように工夫している。身近な自然に触れて遊ぶ工夫については、職員自身が遊びを知らないのを、職員の知識を広める取り組みも行っていきたいとのことである。		
養護と教育		
A⑥ A-1-(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 51 a ・ b ・ c
評価機関のコメント		
非該当		
A⑦ A-1-(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 52 a ・ (b) ・ c
評価機関のコメント		
未満児は2歳児のみの保育であり、自我の育ちを大切に保育したいという意識はあるが、集団での保育場面等では自己主張を我慢させ、職員の思いが強くなってしまいうこともある。担任へは、個を大切にしてほしいことや、人手が必要ならばSO Sを発してほしいことを、園長や主査が個別に話す機会を設けて伝えている。家庭との連携は毎日の連絡帳で行っているが、直接、話のできない保護者もいるので、意識して機会を作られたい。		

A⑧ A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 53	a · b · c
評価機関のコメント			
一人ひとりの子どもの発達を踏まえた上で、年齢による発達の特徴とも照らし合わせて保育する意識が持てるよう、園長や主査がアドバイスをしている。自分の保育に不安を感じている職員もいるので、保育についての話し合いができる機会を増やそうとしている。保育園行事には区長や民生委員・児童委員、小学校校長を招待している。			
障害のある子どもの保育			
A⑨ A-1-(2)-⑧	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 54	a · b · c
評価機関のコメント			
個別の指導計画を立案している子ども2名については保護者との面談を行い、園での様子を伝えたり、保護者の思いを聞いたりしている。しかし、職員は、保護者と同じ思いで子どもの対応をしているのか疑義を感じることもあり、保護者との共通理解が十分とは言えないと感じている。職員研修として市での研修を伝達研修したり、情報共有のための話し合いを行っている。			
長時間にわたる時間			
A⑩ A-1-(2)-⑨	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 55	a · b · c
評価機関のコメント			
長時間保育の指導計画が作成され、日中の保育とは異なる環境設定の中で保育できる工夫をしている。保護者との連携は「連絡事項引継ぎ簿」で伝達をしているが、情報が不足していることもある。書面に詳細に記入することに加え、口頭でも職員同士が伝達し合う工夫も必要であり、保護者との連携の今後に期待したい。			
小学校との連携			
A⑪ A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保 56	a · b · c
評価機関のコメント			
「全体的な計画」や年長児の指導計画の中にも就学を見通した計画が立案されている。園の夏まつりに小学校の5年生が手伝いに参加したり、1年生が年長児と遊ぶ交流学习、スクーリングを行ったり等、年長児が小学校生活に見通しを持ったり期待したりできる工夫がされている。保護者への見通しとして、小学校での親子体験就学や入学説明会に加え、保育参観時に小学校校長による講演会を行ったりしている。			
A-1-(3) 健康管理			
A⑫ A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	保 57	a · b · c
評価機関のコメント			
「健康管理マニュアル」が作成され、子どもの健康状態の把握や情報管理が行われている。園内でのケガの処置や対応等は記録に残し、保護者へも伝えてはいるが、事後確認が確実に行えているとは言えない。0・1歳児が利用していない現状から、保護者へSIDS(乳幼児突然死症候群)の情報提供がされていない。			
A⑬ A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保 58	a · b · c
評価機関のコメント			
健康診断・歯科健診の結果は「健康の記録」に記入され、保護者に連絡帳を通して伝えている。第三者評価受審に向け、歯科健診の結果が保育に反映されていないことに気づいた。1月からは食後の歯磨きを砂時計を用いて時間を知らせたり、職員による仕上げ磨きを行う等の取り組みを始めた。対応を記録に残すためにも「保健衛生年間計画」の作成にも反映することが望まれる。			
A⑭ A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保 59	a · b · c
評価機関のコメント			
アレルギー対応児はセンター調理のため個別調理ができず、調理したものの中から取り除く対応、もしくは代替物持参で対応している。令和4年度にはセンター調理で除去食提供がされるとのことである。養護の会議での伝達研修や、アレルギー会議での報告等を行っているが、代替物持参が多いこともあり、アレルギー疾患についての職員の理解が十分ではない。			

A-1-(4) 食育、食の安全			
A ¹⁵ A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保 60	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「食育計画」が作成され、それに基づいて年2～3回遊戯室で全員で食事をする機会を設けたり、3月後半には次年度の年齢との交流食事をしたりしている。保育園で育てたなすやピーマン、おくら、大根等を調理員が調理し、提供する取り組みも行っている。保護者へはその日の献立を写真で掲示したり、食事の様子を伝えたりしている。			
A ¹⁶ A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保 61	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
センター調理ではあるため、一人ひとりの体調に合わせた食事提供はできていないが、にぎすの肉団子スープやめひかりのから揚げ等、栄養士が地産地消の献立を考えて提供している。保育参観時に保護者の試食会(子どもの食事を試食する)を行ったり、年1回レシピを配布したりしている。第三者評価受審にあたり、2月に調理員が保育室に出向き子どもと一緒に食事をする機会を設けたが、好評だったので、今後も継続することとした。			
A-2 子育て支援			
			第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
A ¹⁷ A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保 62	a ・ ① ・ c
評価機関のコメント			
朝夕の送迎時の会話や連絡帳の様子を伝えあい、家庭との連携をとっている。保育方針や保育内容等は年に数回、「園だより」で伝えている。保育参観や保育参加等、保護者参加の行事時にも園長が話し、園への理解に努めている。保護者との会話や連絡帳から得た情報は「児童票」や「保育の記録」等に記入しているが、職員により記入内容に差異がある。			
A-2-(2) 保護者等の支援			
A ¹⁸ A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保 63	a ・ ① ・ c
評価機関のコメント			
園児数が多くはないため、保護者への声かけがしやすい環境ではあるが、長時間保育利用者や祖父母の送迎については十分とは言えない。保護者からの相談は担当が対応し、主査・園長に報告し、必要であれば園長が対応している。相談内容については、「育児相談月報」や「児童の記録」、「保育の記録」に記入している。どこまで記録に残すのかのライン決めの必要性を感じており、ルール作りを検討している。			
A ¹⁹ A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保 64	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「虐待防止マニュアル」や「対応マニュアル」があり、担当が中心となって、健康状態の把握や精神状態、行動状況、保護者の子どもへの関わりの様子から、家庭での虐待の把握を行っている。対応については、小さな対応ミスが大きな問題に発展する可能性があることから、園長・主査が行っている。			
A-3 保育の質の向上			
			第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A ²⁰ A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保 65	a ・ ① ・ c
評価機関のコメント			
市の「成果評価シート」、月案会議、保育実践の振り返り等で、職員は自己評価を行い、反省を改善に繋げる取り組みを行っている。「成果評価シート」は主査面談で評価しているため、主査が職員個人の課題を園の課題として、職員会議の議題に取り入れていたり、園内研究のテーマにすることはできるが、職員自身が課題として捉えていないこともあり、十分とは言えない。			